

令和2年度第5回自転車の活用推進に向けた有識者会議

# 次期自転車活用推進計画 措置（「都市環境」「安全・安心」）



# 1. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進



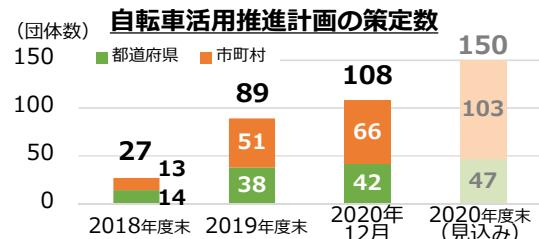
## 施策

- 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく取組の着実な実施を促進する。

## 講すべき措置

### ①地方公共団体の計画策定への支援策の検討

地方公共団体における自転車活用推進計画の策定の更なる促進を図るため、課題を抽出し、支援策を検討する。



### ③自転車通行空間整備の効果分析・課題抽出

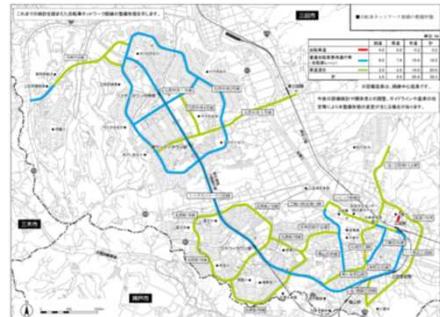
地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。



<自転車の走行性に配慮した排水構造の例>  
【出典:国土交通省】

### ②計画への自転車ネットワークの位置付けの促進

地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう、促進策を検討する。



<自転車ネットワークの例(兵庫県三田市)>  
【出典:三田市】

## 主なポイント

- ✓ 従来の計画の策定支援に加え、**計画の質の向上**（ネットワーク路線の位置付け等）、**計画に基づく取組の実施のフォロー**（整備事例の効果分析）等に関する措置を追加

## 2. 自転車通行空間の計画的な整備



### 施策

- 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

### 講すべき措置

#### ①計画に基づく自転車通行空間整備の推進

安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、当該計画に基づいた整備を推進する。

#### ②ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備

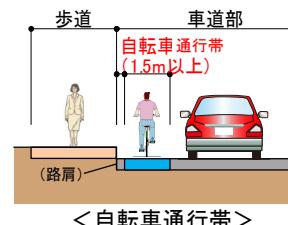
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）について、中高生や高齢者等利用者の多様性や、将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえて見直しを図る。特に交差点などの特殊部にも着目して記載の充実を図る。



<千石一丁目交差点(東京都文京区)>  
【出典:国土交通省】

#### ③「自転車通行帯」の条例への位置付け

道路構造令に規定した「自転車通行帯」の設置について、地方公共団体の条例への位置付けを促進する。



<自転車通行帯>

#### ④自転車通行空間整備の効果分析・課題抽出（再掲1-③）

#### ⑤道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用

自転車交通を含め、全ての交通に対し安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。



<自転車道の標示(神奈川県川崎市)>

#### ⑥自転車通行空間の整備状況等のオープンデータ化等の検討

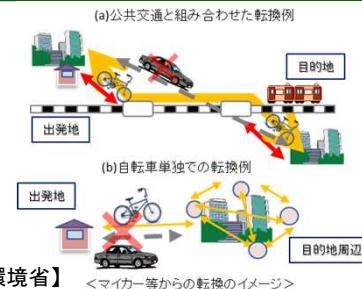
地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用する仕組みの構築について検討する。



<自転車通行空間・駐輪場・レンタサイクルスポットを表示するWEBマップの例  
(フランス・グランブル)>  
【出典: Métromobilité Grenoble】

#### ⑦オリンピック・パラリンピックに向けた自転車通行空間の整備推進

関係する地方公共団体と連携して、オリンピック・パラリンピック競技大会までに、競技会場や主要な観光地周辺の道路において、自転車通行空間の整備を推進する。



<マイカー等からの転換のイメージ>

#### ⑧自転車の利用促進に関する広報啓発

短中距離の移動においては自転車の利用を呼びかけるなど、環境保全及びCO<sub>2</sub>の削減による地球温暖化防止に関する広報啓発を行う。

### 主なポイント

- ✓ 利用者の多様性（高齢者等）、将来に渡る自転車通行空間の使われ方（新たな低速小型モビリティの参入等）を踏まえてガイドラインの見直しを図る
- ✓ 自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置等のオープンデータ化等の検討

### 3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等



#### 施策

- 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。

#### 講すべき措置

##### ①路外駐車場の整備等の推進

自転車通行空間の整備とあわせて、貨物車の荷さばきスペースの確保に向け、路外共同荷さばき駐車場の整備等の取組を促進するほか、適切な官民の役割分担の下、物流事業者や地域の関係者間の連携によるソフト・ハード両面からの路上荷さばき対策を推進する。



<路外共同荷さばき施設  
(吉祥寺商店街共同集配センター)  
(東京都武蔵野市)>

##### ②植樹帯の活用等による自転車通行空間の確保

植樹帯の活用等による自転車通行空間の確保に関する弾力的な運用の在り方について検討する。



<荷さばき停車帯と通行空間の整備例(盛岡市)>

##### ③パーキング・メーター等の撤去の推進

利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を推進する。



<パーキングメーターの撤去による自転車専用通行帯整備事例>【出典:警察庁】

#### 主なポイント

- ✓ 路外駐車場の整備等、利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を更に推進

##### ④自転車専用通行帯における駐停車禁止等の検討

自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。



<自転車専用通行帯の駐車禁止の規制事例>

【出典:国土交通省、警察庁】

##### ⑤違法駐車取締りの積極的な推進

地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車の取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。



<違法駐車の取締り重点地域例>

【出典:国土交通省、警察庁】

##### ⑥駐車監視員による放置車両の確認

駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進する。



<放置車両の確認(イメージ)>【出典:警察庁】

# 4. シェアサイクルの普及促進



## 施策

- 公共的な交通であるシェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。

## 講すべき措置

### ①シェアサイクルの考え方や事例等のガイドラインの策定

シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や持続可能な事業運営の在り方、データの活用等による利便性向上等の観点から、制度運用の考え方や先進的な取組事例等を記載したガイドラインをとりまとめ、地方公共団体へ周知する。



<道路上のサイクルポート(岡山市)>

### ②シェアサイクル事業に対する支援の在り方の検討

面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、地域の計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援の在り方について検討する。

#### シェアサイクルの導入目的 (地方公共団体アンケート)

- ・観光戦略の推進のため
- ・公共交通の機能補完のため
- ・地域の活性化のため
- ・環境負荷の軽減のため
- ・健康増進のため
- ・放置自転車の削減のため 等

出典：シェアサイクル導入都市へのアンケート調査  
(令和元年度、国土交通省)

### ③鉄道駅周辺へのサイクルポート設置の推進

公共的な交通であるシェアサイクルの利用促進のため、鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置を要請する。



<鉄道駅周辺のサイクルポート(金沢市 金沢駅)>

### ④サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備促進

公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。



<ポート近くの自転車通行空間の整備事例(札幌市)>

### ⑤オリンピック・パラリンピックに向けた重点配備

関係する地方公共団体と連携し、オリンピック・パラリンピック競技大会までにサイクルポートの高密度化、駅等の拠点における貸出自転車の重点配備を実施する。



<江東区 豊洲駅>

### ⑥災害時のシェアサイクルの活用

地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言等の働きかけを行う。



<被災者の移動への活用(広島市)>

## 主なポイント

- ✓ 「シェアサイクルの在り方検討委員会」（令和2年3月設置）の議論を踏まえ、措置を追加
  - ・制度運用や先進事例等のガイドラインの策定
  - ・シェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援の在り方の検討
  - ・災害時のシェアサイクルの活用の推進

# 5. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進



## 施策

- 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。

## 講すべき措置

### ①路上への駐輪場設置の促進に向けた検討

路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図るため、占用時の幅員等、占用許可基準の運用の在り方について検討する。



〈路上駐輪施設の例 左:愛媛県松山市 右:東京都中央区〉

### ②ニーズに応じた駐輪場の整備事例等の周知

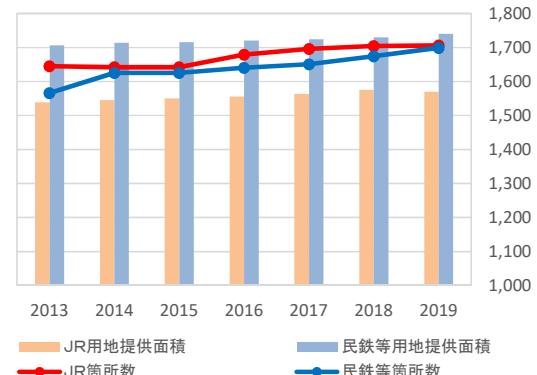
放置自転車対策等の観点から、自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組みについてとりまとめ、地方公共団体等へ周知する。



〈小規模分散型の駐輪施設の整備事例(福岡県福岡市)〉  
【出典:国土交通省】

### ③鉄道事業者への積極的な協力の要請

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項に基づき、鉄道事業者が、鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力するよう鉄道事業者に求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、国としても地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解決に向けた指導・助言を行う。



〈鉄道事業者による駐輪場への用地提供の状況〉

【出典:国土交通省】

### ④サイクルラックに関する技術基準の見直し

多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラックに関する技術基準の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対して周知を図る。



〈電磁ロック式サイクルラック〉

# 6. 情報通信技術の活用の推進



## 施策

- シェアサイクルの運営、地方公共団体における自転車活用推進計画策定等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進する。

## 講すべき措置

### ①データを活用した計画策定等に対する支援

自転車の利用実態に即した自転車通行空間の計画的な整備等を推進するため、自転車プローブデータの活用による自転車活用推進計画策定等の取組に対する支援の在り方を検討する。

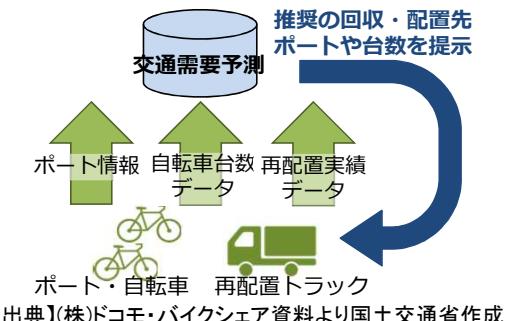


<走行ルートの可視化データ(前橋市)>

### ②自転車通行空間の整備状況等のオープンデータ化等の検討（再掲2-⑥）

### ③AI等を活用した自転車再配置の最適化の検討

AI等の情報通信技術を活用したシェアサイクルにおける自転車の再配置の最適化の在り方について、民間事業者と連携して検討を進める。



### ④MaaSにおけるシェアサイクル等の活用への支援等

移動しやすい環境を整備するため、シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスのMaaS（※）における活用について、事業実施への支援や好事例の横展開等を行う。

（※） MaaS（Mobility as a Service）：地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。



### ⑤データ連携や利活用の促進のための調査・検討

シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスについて、他の交通手段との間でのデータの連携や利活用を促進するため、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」（国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門発出）の更なる周知や調査・検討を行う。

## 主なポイント

- ✓ 情報通信技術の進展を踏まえ、**計画策定へのデータ活用**を支援するほか、シェアサイクルにおける**AIの活用**、**MaaS**の取組を推進

# 7. 生活道路での道路交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施



## 施策

- 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

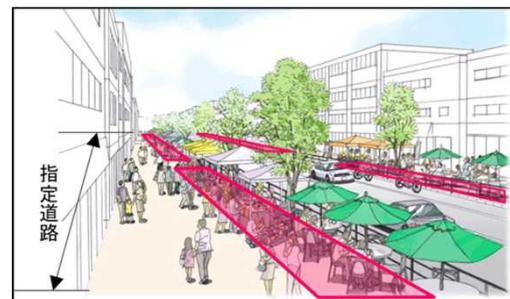
## 講すべき措置

### ①まちづくりと連携した自転車施策の推進

地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークの取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。

### ②歩行者利便増進道路（ほこみち）等におけるシェアサイクルポート設置の促進

地域を豊かにする人を中心の賑わいのある道路空間を構築する取組の一環として、歩行者利便増進道路（ほこみち）等におけるシェアサイクルのサイクルポートの設置を促進し、回遊性の確保等による歩行者等の利便性の向上を図るとともに、サイクルポートの設置とあわせた自転車通行空間の整備を推進する。



【出典：国土交通省】

### ③生活道路における交通安全対策の実施

道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施する。



【出典：国土交通省、警察庁】

### ④無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

無電柱化の推進に関する法律に基づく無電柱化推進計画を踏まえ、無電柱化に合わせて安全で快適な自転車通行空間の確保が図られるよう、地方公共団体等に対し、地域のニーズに応じた条例の制定や、都道府県無電柱化推進計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を推奨し、必要な技術的支援を積極的に行う。



＜無電柱化と合わせた通行空間の整備例（愛媛県松山市）＞

## 主なポイント

- ✓ 歩行者中心のまちづくりとの連携に向け、**歩行者利便増進道路（ほこみち）等**におけるポート設置を促進

# 14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進



## 施策

- 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。

## 講すべき措置

### ①自転車の安全基準の在り方に関する検討

JIS規格とISOとの整合化作業を進めつつ、JISをベースとしたSG基準やBA規格との関係の在り方について検討する。併せて、これらの規格等に関し、試買テストの結果を含め、消費者が容易に理解できるよう情報提供の在り方についても検討する。



### ②消費者の安全な自転車利用につながる広報啓発

消費者が安全に自転車を利用できるよう、自転車に関する消費者事故等の情報を集約・分析するとともに、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。

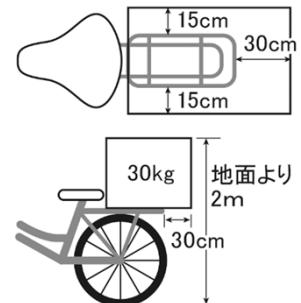


<電動アシスト自転車の商品テスト>

【出典:独立行政法人 国民生活センターHP】

### ③自転車の積載制限に関する検討

自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、都道府県警察に働きかける。



<自転車の積載方法・重量の制限>

【出典:東京都自転車安全利用指針(H25.12改定)】

# 15. 多様な自転車の開発・普及



## 施策

- 高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。

## 講すべき措置

### ①高齢者等の多様なニーズに関する自転車製品の開発の支援

高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。



<高齢者が安心して乗ることができる  
転倒しない三輪アシスト自転車研究>  
【出典:東北大学平田研究室】

### ②多様な自転車の走行環境の在り方に関する検討 (再掲9-②)

### ③タンデム自転車の公道走行に関する検討 (再掲9-③)

## 主なポイント

- ✓ 高齢者等に対応した民間企業等の技術・製品開発等を支援

# 16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進



## 施策

- 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

## 講すべき措置

### ①自転車技士・自転車安全整備士制度への支援等

一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技士や公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格試験への支援を行うとともに、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。



<自転車安全整備店のマーク等>  
【出典：日本交通管理技術協会HP】

### ②自転車技士・自転車安全整備士の受験要件等に関する検討

自転車技士及び自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減に向けて、受験要件の緩和等について検討するよう働きかける。



<自転車技士の試験状況(北海道)>  
【出典：日本車両検査協会HP】

## 主なポイント

- ✓ **身体にあった自転車選びをアドバイスする人材**を通じた適切な自転車購入を支援

### ③身体に応じた自転車選びを通じた適切な自転車の購入支援

身体にあった自転車選びをアドバイスする人材（BAA<sup>(※1)</sup> アドバイザー、SBAA PLUS認定者<sup>(※2)</sup> 等）を通じ、消費者に対して適切な自転車の購入を支援する。

(※1) BAA (BICYCLE ASSOCIATION (JAPAN) APPROVED) :  
「自転車協会認証」の略

(※2) SBAA PLUS認定者 スポーツ用自転車販売の経験、知識や技量を兼ね備えたスポーツ用自転車のアドバイザー



< BAAアドバイザーロゴ >

【出典：自転車協会】

# 17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施（1／2）



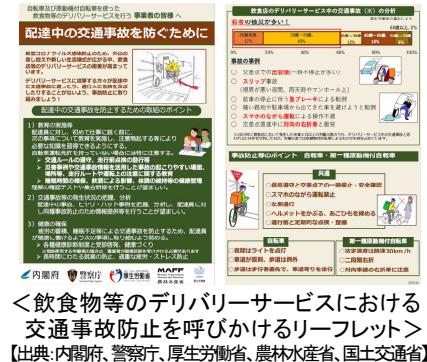
## 施策

- 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。

## 講すべき措置

### ①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

地方公共団体や民間団体等とも連携し、自転車の購入時等の様々な機会を通じて、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。また、配達目的での自転車利用者が増加していることを踏まえ、関係事業者等への交通安全対策の働きかけ等を推進する。



### ②交通安全意識向上を図るための広報啓発

自転車の安全利用について、「全国交通安全運動推進要綱」において運動重点に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。



【出典：内閣府】

### ③ヘルメット着用の促進に向けた広報啓発

交通事故の被害を軽減するため、地方公共団体等の関係機関・団体と連携の上、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層に対し、自転車利用時におけるヘルメット着用の促進を図る。



【出典：警察庁】

### ④自転車運転者講習制度の着実な運用

一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。



【出典：警察庁】

### ⑤交通安全に関する指導技術の向上

交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図るほか、効果的と認められる交通ボランティア活動の各種取組等について関係機関・団体への周知を図る。



【出典：警察庁】

### ⑥高齢者向けの交通安全教室の実施

高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の高齢者対象の交通安全教室を実施する。



＜シニア向け自転車交通安全講習会での自転車シミュレーター＞  
【出典：ブリヂストンHP】

### ⑦自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発

自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。



＜道路管理者による啓発活動（国土交通省・世田谷区）＞ 11

# 17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施（2/2）



## ⑧公務員に対するルールの遵守の徹底

自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。



＜市役所職員に対するルールの周知(埼玉県幸手市)＞

## ⑨自動車教習所における教育の実施

道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を行走するなどの教育を行っていく。



＜自転車専用通行帯の設置された道路を走行する自動車＞

## ⑩高齢者等の多様なニーズに関する自転車製品の開発の支援（再掲15-①）

## ⑪自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施

自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。



【出典：警察庁】

## 主なポイント

- ✓ 自転車の交通安全の啓発の対象として措置に明記し推進（自転車配達員や自動車運転者を含む道路利用者全体）
- ✓ 自転車の交通安全の啓発の機会として措置に明記し推進（自転車購入時、自動車運転免許更新時（高齢者講習））

## ⑫関係機関・団体と連携した指導啓発活動の推進

関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用の促進を図るために、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。



【出典：福岡県警HP】

## ⑬自動車運転者に対する自転車の交通安全教育

自動車運転免許更新時講習において使用する教本の中で、自転車による「ながら運転」の禁止や「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行っていく。



＜自動車運転者の交通教本＞  
【出典：全日本交通安全協会】

## ⑭高齢運転者に対する自転車の交通安全教育

高齢者講習において使用する教本の中で、自転車乗用中の死者・負傷者数のうち高齢者の占める割合が高くなっていることや「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、高齢運転者に対して自転車の交通ルールの周知を図っていく。また、高齢者に対し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する。



【出典：警察庁】

# 18. 学校における交通安全教室の開催等の推進



## 施策

- 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催、教職員に対する研修等を推進する。

## 講すべき措置

### ①交通安全教室の講師へ向けた講習会開催

都道府県に対し、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。



＜安全利用を促す指導員の育成＞

【出典：日本交通安全教育普及協会HP】

### ③自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検の実施

教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。



＜歩行者と自転車が分離された通学路＞

【出典：国土交通省】

### ②交通安全教育の先進事例等の周知

児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する効果的な交通安全教育の実践方法や事例等を関係機関へ周知する。



＜デンマーク式自転車教室の様子＞

【出典：金沢市】

# 19. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進（1. の再掲）



## 施策

- 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく取組の着実な実施を促進する。

## 講すべき措置

### ①地方公共団体の計画策定への支援策の検討

(再掲1-①)

### ②計画への自転車ネットワークの位置付けの促進

(再掲1-②)

### ③自転車通行空間整備の効果分析・課題抽出

(再掲1-③)

## 20. 自転車通行空間の計画的な整備（2. の再掲）



### 施策

- 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

### 講すべき措置

①計画に基づく自転車通行空間整備の推進  
(再掲2-①)

②ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備  
(再掲2-②)

③「自転車通行帯」の条例への位置付け (再掲2-③)

④自転車通行空間整備の効果分析・課題抽出  
(再掲1-③)

⑤道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用  
(再掲2-⑤)

⑥自転車通行空間の整備状況等のオープンデータ化等の検討  
(再掲2-⑥)

⑦オリンピック・パラリンピックに向けた自転車通行空間  
の整備推進 (再掲2-⑦)

# 21. 災害時における自転車の活用の推進



## 施策

- 危機管理体制の強化、避難行動への活用等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。

## 講すべき措置

### ①災害時における自転車活用に関する検討

「自転車活用推進計画策定の手引き」について、国土強靭化基本計画の内容等を踏まえて、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の観点から見直しを図る。



<自転車による避難訓練(三沢市立第三中学校)>  
【出典:(一財)青森県教育厚生会HP】

### ②国道事務所等への自転車配備による危機管理体制の強化

災害時における道路その他被災状況の迅速な把握のため、全国の国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化するとともに、地方公共団体においても災害時の自転車の活用が促進されるよう働きかける。



<道路管理における緊急点検用自転車の配備>

【出典:国土交通省】

### ③災害時のシェアサイクルの活用（再掲4-⑥）

## 主なポイント

- ✓ 災害時のシェアサイクルの活用の推進（再掲）

## 22. 損害賠償責任保険等への加入促進



### 施策

- 都道府県等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するとともに、利用者等に対して情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。

### 講すべき措置

#### ①地方公共団体の条例制定の促進

都道府県等に対し、標準条例（平成31年2月22日自転車活用推進本部事務局長通知）を活用する等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進する。

条例の種類	都道府県
義務	19
努力義務	10

※条例の制定状況  
(令和2年12月末時点)

#### ③企業の従業員等への保険加入促進

企業の従業員等の自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、経済団体等を通じた広報啓発等を行う。

#### ②保険加入の必要性に関する情報提供

ポスター、チラシ、ウェブサイト等により、国民に対する自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。



<啓発ポスター・啓発チラシ>

【出典：国土交通省】

#### ④自転車販売時の加入状況の確認・必要性等の説明

自転車小売事業者等に対し、自転車購入者に自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認し、加入の必要性等について説明するよう、働きかけを行う。

### 主なポイント

- ✓ 加入義務付けの**条例制定**を促進
- ✓ 保険加入の必要性等に関する**情報発信**、**経済団体等**を通じた広報啓発
- ✓ **自転車販売店等**による加入状況の確認・必要性等の説明の働きかけ